

## 一般社団法人日本臨床発達心理士会 災害支援委員会規程

### (総則)

第1条 災害支援委員会(以下、本委員会)の設置は、一般社団法人日本臨床発達心理士会(以下、本会)定款第42条の委員会の設置が定めるところに依拠する。

### (目的)

第2条 本委員会は、本会における災害支援に関する企画運営、及び研究活動を行い、臨床発達心理士としての専門的な研修の機会を提供し資質・技能の向上を図ることを目的とする。

### (委員)

第3条 本委員会は、委員若干名及び協力委員で組織する。

2 委員は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

4 委員長は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。

5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐することができる。

6 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

7 災害支援に関して、委員会と支部の連携を円滑にすすめるために、委員会は各支部から1名の協力委員を置くことができる。

8 協力委員は、当該支部に属する正会員の中から支部長が推薦し、理事長が委嘱する。

9 協力委員の任期は1期1年とし、再任を妨げない。

### (事業)

第4条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

一 災害発生時における、支部と連携した会員の安否確認と支援ニーズの把握

二 災害支援における本会の体制整備および支援の企画・運営

三 災害支援に関する研究の推進および研修の企画

四 本会研修委員会との連携

五 その他本会の災害支援に関わる事項

### (改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を得るものとする。

2 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は本委員会において定める。

### 附 則

本規程は、2023年6月25日より施行する。